

買受申出をされる方へ

本件は、下記の単位に分けて売却します。

本ファイルの物件は、◆印がついた物件です。

入札を申し込む際には、必ず物件番号を明記してください。物件番号の記載がない場合には、その入札の申し込みが無効となるおそれがあります。

記

物件 1 ・ 2

◆物件 3 ・ 4

以上

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口をチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受の申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名	(印)	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受の申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口をチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受の申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において当法人に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	法人の所在地	〒	
	法人の名称		
	代表者氏名	(印)	
	役 員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受の申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する口をチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 口代表者	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
2	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
3	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
4	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 6 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 木 下 竜 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 21 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 29 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 5 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8 年 10 月 6 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
3, 4	10, 420, 000 8, 336, 000	一括	2, 084, 000	68, 181	14, 610
3	80, 000				
4	10, 340, 000				



物 件 目 録

3 所 在 大阪市東住吉区駒川一丁目
地 番 22番3
地 目 宅地
地 積 9.64平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

4 所 在 大阪市東住吉区駒川一丁目
地 番 22番6
地 目 宅地
地 積 59.67平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 9月 7日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 木 下 竜 哉

1 不動産の表示

【物件番号3, 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3, 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

3 所 在 大阪市東住吉区駒川一丁目

地 番 22番3

地 目 宅地

地 積 9.64平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

4 所 在 大阪市東住吉区駒川一丁目

地 番 22番6

地 目 宅地

地 積 59.67平方メートル



令和8年(ケ)第249号
令和8年7月29日受理
令和 年 月 日提出
8.8.25

現況調査報告書 (物件3・4関係)

大阪地方裁判所

執行官 村 山 誠 治

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 3 | 所 | 在 | 大阪市東住吉区駒川一丁目 |
| | 地 | 番 | 22番3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 9.64平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 大阪市東住吉区駒川一丁目 |
| | 地 | 番 | 22番6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 59.67平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	大阪市東住吉区駒川1丁目6番14号 付近
土地	物件3・4
現況地目	☒ 宅地（物件4） ☒ 公衆用道路（物件3） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地見取図のとおり ☐ 現況土地利用図のとおり
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 現況土地利用図のとおり ☒ 土地見取図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 目的土地の現況について(物件3・4)

- (1) 目的土地である物件3及び同4の形状は、概ね土地見取図のとおりである。
- (2) 目的土地である物件3及び同4の地積は、概ね地積測量図どおりと思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- (3) 目的土地である物件3については北側及び南側が各約10cm、同物件4については北側が約10cm、それぞれ隣家の外壁が越境している可能性がある。(写真3及び4参照)
- (4) 目的土地である物件4は、建築基準法上の道路に接面している。
- (5) 目的土地である物件3及び同4の境界は不明である。
- (6) 目的土地である物件3上に、電柱が設置されている。
- (7) 目的土地である物件4の上部に、両隣家からケーブルが垂れている。(写真5参照)

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者 (回答書)	目的土地は、当社が所有しており、現在更地である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年7月30日	執行官室	所有者照会（郵送）
令和8年7月30日 11:50 - 11:55	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年7月30日 12:00 - 12:05	中之島図書館	物件確認
令和8年7月30日 12:15 - 12:20	大阪市役所	道路調査
令和8年8月5日 14:25 - 14:35	物件所在地	物件及び占有確認
令和8年8月17日 13:00 - 13:25	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、概測、写真撮影

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

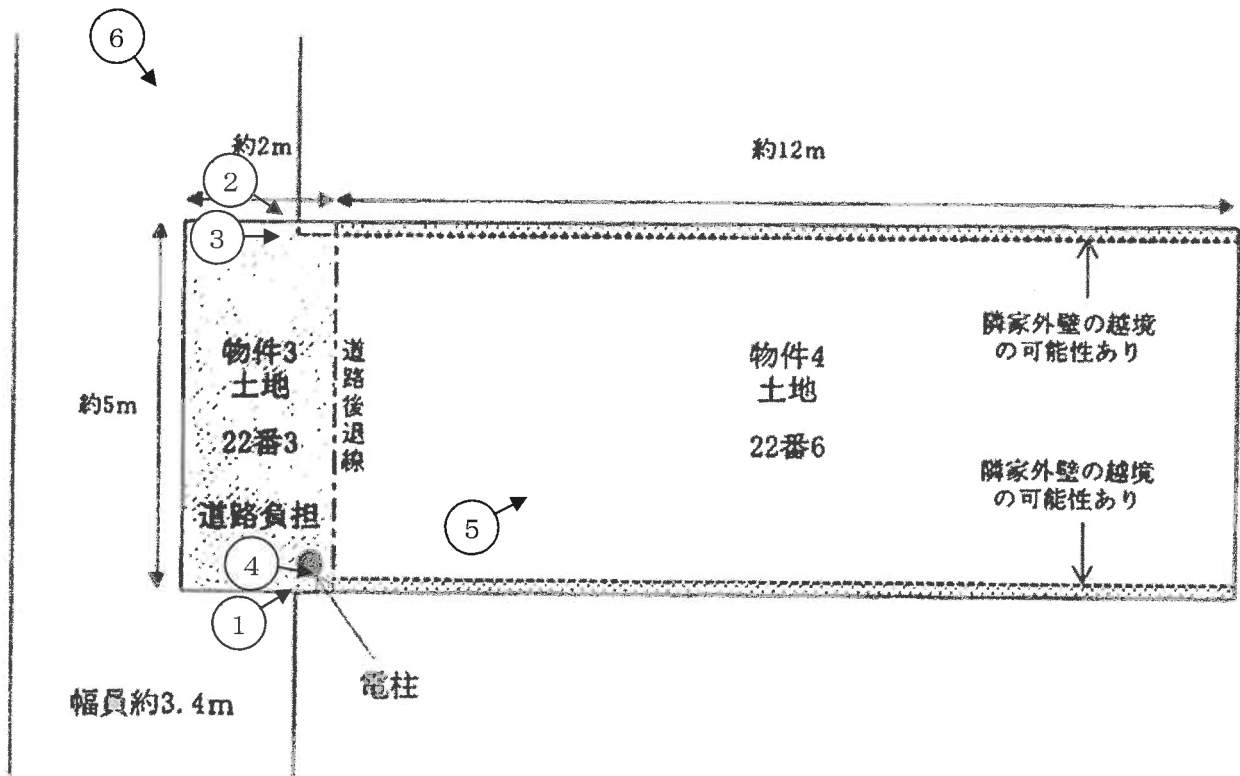
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



物件土地 3 : 公衆用道路 (9.64㎡)

(←○ 写真撮影場所・方向)

	1
	2
	3



4



5



6

令和8年（ケ） 第249号
令和8年8月17日 現地調査
令和8年8月26日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書（その2）
（土 地）

評価人 不動産鑑定士

森澤 修二

第1 評価額

一 括 価 格	
金 10,420,000円	
内 訳 価 格	
物件 3	金 80,000円
物件 4	金 10,340,000円

- 1 一括価格は、物件3、4の不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更は考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
3	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録 記載のとおり	地目：公衆用道路 その他、同左 ※ 特記事項欄参照
4	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録 記載のとおり	同左 ※ 特記事項欄参照
番号	特 記 事 項		
3	○物件3土地は公簿地目「宅地」であるが、現況地目は「公衆用道路」である。 ○公図、地積測量図等に基づいて現地で概測を行った結果、概測数量と登記地積は概ね一致するものと思われる。但し、正確な境界、地積を把握する為には専門家による測量等が必要である。		
4	○公図、地積測量図等に基づいて現地で概測を行った結果、概測数量と登記地積は概ね一致するものと思われる。但し、正確な境界、地積を把握する為には専門家による測量等が必要である。		

第4 目的物件の位置・環境等

対象土地の概況及び利用状況等（物件3、4）

位置・交通	近鉄南大阪線 北田辺駅 北方 約100m (道路距離) (別添位置図参照)		
付近の状況	中小規模一般住宅、共同住宅のほか、事業所や駐車場等も混在する地域。地域要因に大きな影響を与える変動がないことから、当面の間現況のまま推移していくものと予測される。		
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域	
	(位置)	南方市道より25m以内	南方市道より25m以遠
	用途地域	近隣商業地域	第1種住居地域
	建ぺい率	80%	80%
	容積率	300%	200%
	防火規制	準防火地域	準防火地域
	その他の規制	埋蔵文化財包蔵地（田辺廃寺） 宅地造成等工事規制区域	
画地条件	規模（登記数量）	(物件3) 9.64㎡ (道路負担部分)	(物件4) 59.67㎡
	形状	略長方形	
	間口・奥行	間口(北西側)約5m、奥行約14m	
	高低差等	接面道路に対して概ね等高	
接面道路の状況	北西側	幅員約3.4～3.7m私道（建築基準法第42条2項道路）	
	接道状況	中間画地	
土地の利用状況等	現況	更地	
	北東方	一般住宅	
	北西方	私道	
	南東方	併用住宅	
	南西方	一般住宅	
供給処理施設	上水道	引込可	
	ガス配管	引込可	
	下水道	引込可	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常のコ用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人、会社の所有者名、宅地の登記簿地目が確認された。過去の住宅地図からは、一般住宅の表示が確認された。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特記事項	○ 接面道路は「建築基準法第42条2項道路」であるが、既にセットバック済みであると思料される。 ○ 道路後退線で物件3、物件4に分筆されたものと思料されるが、両土地の正確な境界は不明である。 ○ 北側及び南側の隣家の外壁（各約10cm程度）が、目的土地（物件3土地の北側、物件4土地の北側及び南側）に越境している可能性がある。 ○ 物件3土地の南側に電柱が存した。 (以上、別添「土地見取図」参照) ○ 物件4土地の上空に、両隣家からケーブルが垂れている。		

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件3、4（土地）

物件3、4の更地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	更地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
3(公衆用道路)	258,000	0.05	9.64	-	124,000
4(宅地)	258,000	1.01	59.67	-	15,549,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 大阪東住吉-14

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$$315,000\text{円/㎡} \times 104.3/100 \times 100/101 \times 100/126 \div 258,000\text{円/㎡}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

方位(西)+1

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.08	0.97	1.20	1.00	1.26

幅員・連続性等+8 駅距離-3 居住環境等+20

イ 個別格差：

接面	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

方位(北西)+1

【道路負担部分】 道路価値率5%と判断した。

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建付減価は不要である。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に必要な応じて市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1オ) ア	市場性修正 イ	競売市場 修正 ウ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3	124,000	0.95	0.70	80,000
4	15,549,000	0.95	0.70	10,340,000
一括価格 (合計)				10,420,000

イ 市場性修正

隣接建物の外壁が越境している可能性があることを考慮した。

ウ 競売市場修正

第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正率として0.70を乗じた。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格 大阪東住吉-14
- 所 在 : 大阪市東住吉区北田辺4丁目1番13 「北田辺4-3-20」
- 価 格 : 315,000円/㎡
- 位 置 : 近鉄南大阪線 北田辺駅 北西方 約400m (道路距離)
- 価格時点 : 令和8年1月1日
- 地 積 : 108㎡
- 供給処理施設 : 水道、ガス、下水
- 接面街路 : 西 8.0m 市道
- 用途指定等 : 第1種住居地域
(建ぺい率80%, 容積率300%)
準防火地域
- 地域の概要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

- 2 固定資産評価額 令和8年度
- 物件3 : 0円 (公共用道路に準ずる道路で非課税)
- 物件4 : 7,255,000円

第7 附属資料の表示

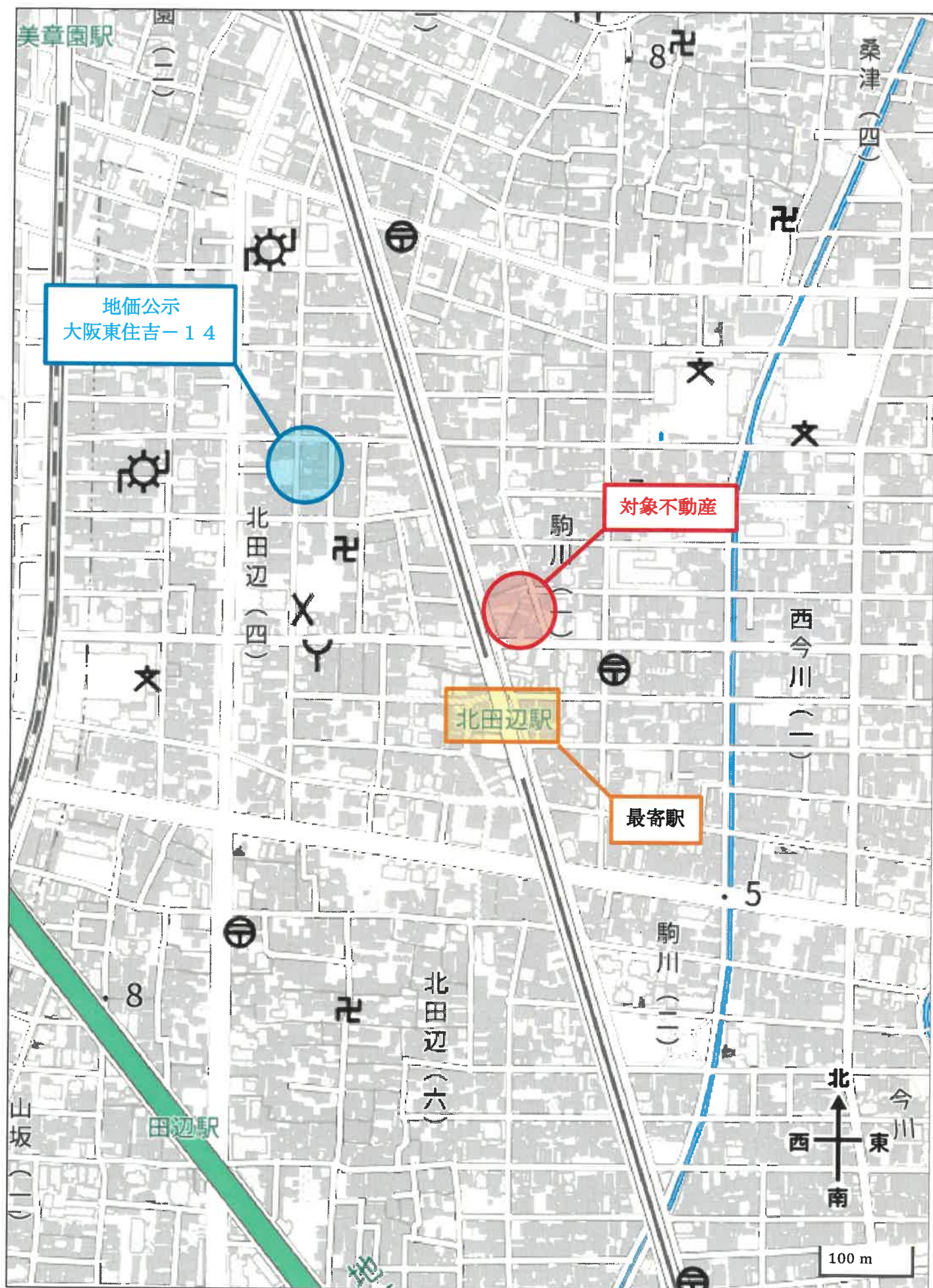
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 土地見取図

以 上

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 3 | 所 | 在 | 大阪市東住吉区駒川一丁目 |
| | 地 | 番 | 22番3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 9.64平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 大阪市東住吉区駒川一丁目 |
| | 地 | 番 | 22番6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 59.67平方メートル |







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所 在	大阪市東住吉区駒川一丁目					地 番	22番3		
出力縮	縮尺不明	精 度 区 分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備 付 年月日 (原図)				補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局天王寺出張所管轄)

令和8年4月8日

大阪法務局守口出張所

地図整理番号：M18066

登記官

(1/1)

登記年月日：平成27年6月22日

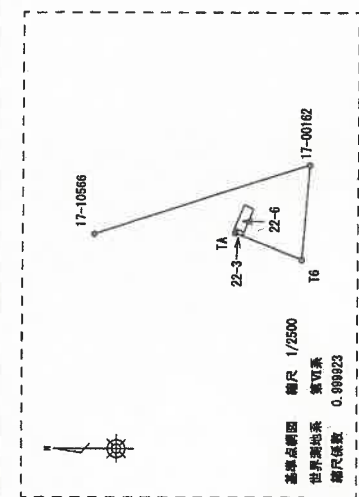
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局天王寺出張所保管)
令和8年4月8日 大阪法務局守口出張所

登記官

地 積 測 量 図

地 番 22-3、-6

土地の所在 大阪市東住吉区駒川一丁目



844 ⑤

地 番	22-3
公 積	60.32
合計面積	59.6739410
敷 地	9.5460590
地 積	9.64 m ²

測点名	地 積	X座標	Y座標
17-10566	金置標	-151435.137	-43188.670
17-00162	金置標	-151540.178	-43155.542
T6	金置標	-151536.684	-43200.950
TA	金置標	-151504.129	-43188.190

地番	22-6				
測点名	編號	X座標	Y座標	距離	
S28	金置標	-151503.632	-43185.914	11.96	
S30	金置標	-151508.452	-43174.873	4.99	
S31	金置標	-151513.050	-43176.812	11.95	
S29	金置標	-151508.431	-43187.841	4.98	
倍面積		118.347882			
面積		59.6739410			
地積		59.67 m ²			

測点名	地 積	X座標	Y座標
H18	金置標	-151498.325	-43188.363
H19	マンホール中心	-151538.753	-43155.449
H22	マンホール中心	-151538.072	-43210.550
H30	マンホール中心	-151514.188	-43163.256
B44	マンホール中心	-151514.310	-43163.548

測点名	点間距離
引張点 H22	
境界点 S29	55.105
境界点 S31	38.139
境界点 S30	42.607
境界点 S28	47.015

測点名	点間距離
引張点 H19	
境界点 S29	28.721
境界点 S31	45.059
境界点 S30	34.197
境界点 S28	36.538

測点名	点間距離
引張点 H30	
境界点 S29	28.721
境界点 S31	25.252
境界点 S30	13.605
境界点 S28	12.980

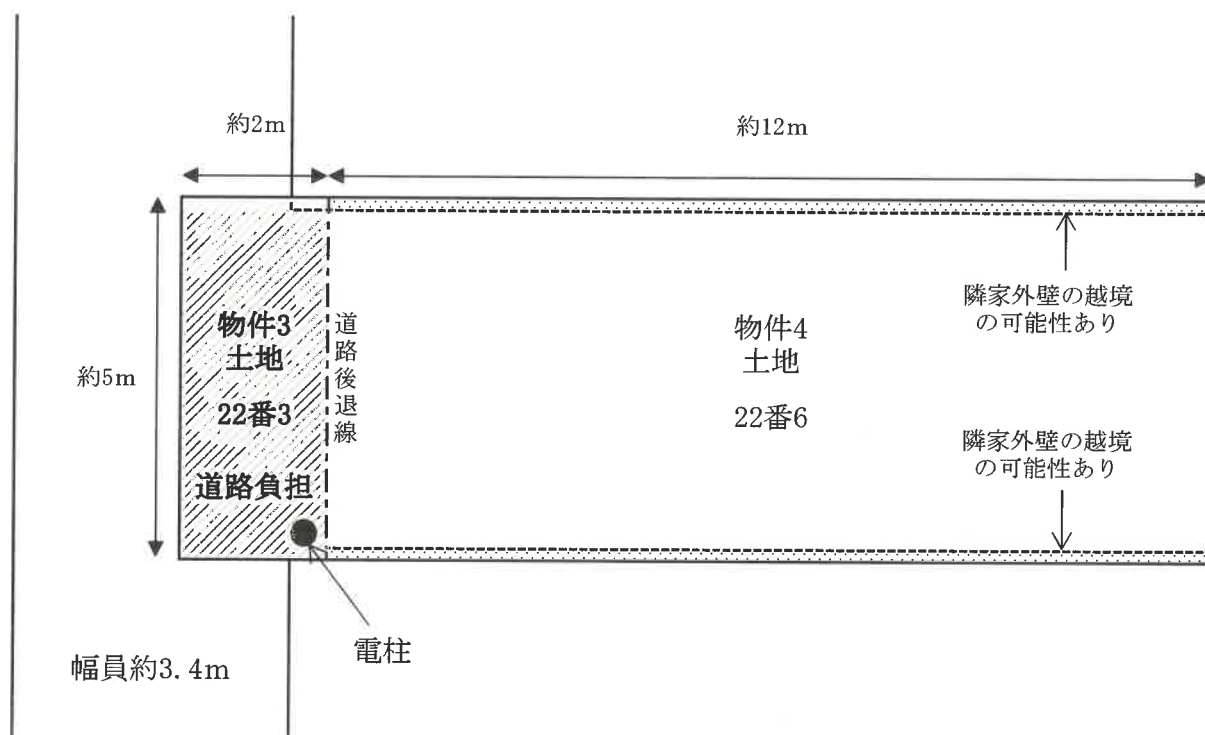
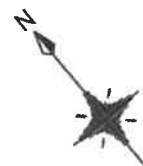
測点名	点間距離
引張点 H16	
境界点 S22	45.520
境界点 S29	5.129
境界点 S28	9.121

作製者

平成27年5月19日測量)
平成27年5月20日作製)

申請人

縮尺 1/250



物件土地 3 : 公衆用道路 (9.64㎡)